

## 【論説】

# 難民・移民統制と犯罪統制の融合および 普遍的人権の再構築

～境界の拡散浸透、監視統制の普遍恒常化、危険／安全パラダイムの脱構築～

竹村 典良

- 1 はじめに
- 2 難民・移民問題と犯罪学の課題
- 3 難民・移民の安全問題化と人間の危険／安全  
～誰の危険、誰の安全？～
- 4 「犯罪移民」、生体監視、境界処罰による統治
- 5 危険／安全パラダイムの脱構築と難民・移民・犯罪研究の新展開
- 6 まとめ

## 1 はじめに

「欧州を一匹の妖怪がさまよっている、ポピュリズムという名の妖怪が……。」

グローバル化によって現代社会の文化的多様性が増大している。移民と外国人が人口に占める割合が大部分の西洋社会と多数の発展途上国において増加している。その進展は、移民犯罪に関する政治的・感情的な言説に例証されるように、時々緊張と不安に満ちている。移民犯罪の処罰に関する言説は外部的脅威からの国家共同体の象徴的な防衛と見ることができる。移民と移民犯罪に対する姿勢は、後期近代社会におけるより処罰的な政治傾向とガーランドによって称された「他者の犯罪学」(criminology of the other)の激増によって方向づけられる。移民の問題はますます安全の問題として定義づけられ、法執行と刑事司法の手段によって処理される。それは、留置される移民が増加し、「犯罪移民」(crimmigration)と称される入国管理と犯罪

統制が交錯する一般的傾向に現れている (Aas 2013: 101、Melossi 2003a、Wyvekens: 76-77)。

財政危機と国境を越えて到来する難民・移民をめぐる危機、2015 年に欧州を相次いで襲った二つの危機は、ポピュリズムと深く関係している。「右」のポピュリスト政党は「反移民」を掲げ、「国境の外から押し寄せる難民、移民が国民から職を奪っている」と非難する。近隣の紛争地域から逃れた人々が欧州に押し寄せ、欧州連合 (European Union、以下 EU と略す) の移民・難民対策が後手に回り、人々の不安感は益々強まっている。国籍、人種、宗教が多様になれば軋轢を生みやすく、差別や格差を生む危険も付きまとう。疎外感や憎しみを受け止める社会の「豊かさ」が失われ、外からは見透かしづらい深刻な分裂が起きていた。そのような中で、11 月 13 日のパリ同時多発テロが発生した。テロとの戦いの矛先は欧州の外に向けられているが、テロ実行犯の多くがベルギーやフランスで生まれ育った若者たちである。また、2016 年 7 月 14 日に南仏ニースで発生したトラック暴走殺傷事件はフランスの治安状況を混迷状況に陥らせる恐れがあるが、過剰反応の無意味さも指摘されている (朝日新聞 2015 年 11 月 10 日朝刊 10 頁、山口 : 16-18 頁、朝日新聞 2015 年 12 月 6 日朝刊 1 頁、Schnapper、Noiriel 1988 *et* 2006 (ノワリエル 2015 年)、Der Spiegel Nr.48/19.11.2015:10-37、森 2015 : 128-131 頁、太田 : 137-138 頁、Sizaire 2016b)。

他方、2016 年早々、難民・移民と犯罪に関係する象徴的な事件の発生が報じられた。ドイツ西部ケルンで 2015 年の大みそかに女性への強盗や暴行が多発し、真偽のほどは定かではないにもかかわらず、被疑者の中にアフリカや中東からの難民申請者が多数含まれていたことが判明したとされる。さらに、2016 年 1 月 12 日にイスタンブール (トルコ) で起きた大規模爆発事件に巻き込まれて死亡した 10 人全員がドイツ人で、自爆攻撃で死亡したとみられる実行犯が難民申請者であった可能性に反対するデモが続いている中で、難民に対する国民感情が悪化し、難民受け入れ反対派が勢いを増し、難民受け入れに積極的なメルケル (Angela Merkel) 首相が窮地に立たされているという。さらに、2016 年 7 月にミュンヘン、ヴェルツブルク、アンスバッハで連続して発生した襲撃事件によって人々の不安と怒りは頂点に達し、難民・移民の犯罪との関りについて事実が捻じ曲げられるようになっている

と報じられている（Eisnecker *et al.*、朝日新聞 2016 年 1 月 11 日朝刊 2 頁、International New York Times 7.1.2016: 6、INYT 5.1.2016: 15、Der Spiegel Nr.51/12.12.2015: 18–28, 29–34、DS Nr.44/24.10.2015: 24–30、東京新聞 2015 年 11 月 12 日 9 頁、朝日新聞 2016 年 1 月 15 日朝刊 13 頁、DS Nr.31/30.7.2016: 12–19、DS Nr.33/13.8.2016: 16–18, 20–29）。

本稿は、近年における難民・移民と犯罪、および、それらの統制の場面に現れる現代的諸問題について、著名ないくつかの研究に基づいて考察し、現在および将来における難民・移民と犯罪に関わる諸問題にどのように対処すべきか、新たな視点から提案するものである<sup>1)</sup>。

## 2 難民・移民問題と犯罪学の課題

デュンケル（Frieder Dünkel）によれば、私たちは「人間のカタストロフィ」（human catastrophe）に直面している。戦争や人種の・宗教的・政治的迫害のため、世界中で 4,500 万から 6,000 万の人々が逃走中である。2015 年末までに約 150 万人の難民がヨーロッパに押し寄せたとされるが、その大部分は生命が危機に晒されているシリア、イラク、ウクライナほかの地域における戦争から逃れようとしている者である。彼らの大部分は、家族や親戚の殺害などのトラウマ状況を経験し、疲弊し、何千人もが途中の地中海で命を落としているように、死に物狂いの移動を余儀なくされた者たちである。受け入れ国の人的災厄への対応は不明瞭であり、ドイツでは甚だしい「歓迎文化」が展開されたのに対して、ハンガリーとスロヴェニア、そしてポーランドなど、多数の東ヨーロッパの国々は国境で難民の受け入れを拒絶している。最悪のケースはハンガリーで、オルバン（Viktor Orbán）首相は難民が隣国に迂回するように国家の周りにフェンスを建設することを決定した。そのような締出し政策は明らかな人権侵害であり、とりわけ欧州連合基本権憲章（The Charter of Fundamental Rights of the European Union）（18 条）および欧州人権条約（The European Convention on Human Rights）（生命が危殆に晒される国への追放の禁止など）に違反する。また、寛容な国々においても、右翼政党や運動が強まるにしたがって、「歓迎文化」が浸食されつつある。ドイツでは、ほとんど毎日、難民の住居が放火の標的とな

り、いわゆる「ペジダ」(PEGIDA: Patriotische Europäer gegen die Islamisierung des Abendlandes, 西欧のイスラム化に反対する欧州愛国者) 運動と極右政党による反イスラム・デモが、「今日私たちは寛容であるが、明日私たちは祖国においてよそ者となる」のようなスローガンを伴って、とりわけザクセン州都のドレスデンにおいて常時行われている。これらの集団は、犯罪増加および財産の減少に対する恐怖を表明してきた。現在でもメルケル首相の公の政策は、法の支配と人権保障に基づく国家は難民申請権を否定できない、とするものであるが、「私たちはそれを成し遂げる」(wir schaffen das) という彼女のスローガンは所属政党であるキリスト教民主党においてさえ公然と批判されている (Dünkel: 3)。

## 2.1 難民・移民の激増と犯罪学の対応

デュンケルは、なぜ、他の多くのヨーロッパ諸国と異なり、ドイツは多数の難民を歓迎し、統合を試みるのであろうか、と問題提起する。それは、おそらくドイツの歴史によって説明することができるであろう。第二次世界大戦後、ドイツは 1,400 万人の難民の統合に成功し、統一後 200 万人以上の東ドイツ人が西ドイツの連邦州に移動し、さらに 400 万人以上の者がいわゆる再定住したが (もともとドイツを母国とし、主として前ソ連とポーランドから帰国)、多数のドイツ人はこの過去の経験を記憶している (Dünkel: 3-4)。

何が犯罪学と関係するのか。なぜ、どのように、犯罪学者は議論に介入すべきか。ヨーロッパ犯罪学会の元会長トンリ (Michael Tonry) は、「人間の尊厳および人権の保護を志向する」ことがヨーロッパ犯罪学の特徴である、という彼の見解を繰り返し表明した。いま一人の元会長スナッケン (Sonja Snacken) は、これを処罰文化 (culture of punishment) のコンテキストの中に位置づけ、「人権志向が刑事司法の処罰展開に抗する主たる保護要因である」と考えた (Dünkel: 4)。

難民問題は取り組むべき多数の犯罪学的局面を持つ。第一に、難民は犯罪被害者であり、多くの場合、出身国のみならずヨーロッパへの道中においても著しく傷つけられる。彼らは、有り金全てを奪い、場合によっては容易に死の落とし穴となる不適切な船で海を渡って死に至らしめる密航仲介者によって搾取される。金銭を持たない子どもたちは、一種の支払いとして密航仲

介者によって性的虐待を受ける。したがって、難民の窮状から利益を得る密航仲介者と闘うことが重要であり、これらの危険な旅の起源国あるいは出発場所において予防手段が講じられなければならない。欧州対外国境管理協力機関（Frontex: Frontieres exterieure）のような機関が押し寄せる難民を減じることに成功しなかったことは明らかである。これまでEUは、難民への長期にわたる人道的援助よりも、移民を制限するための国境の統制（欧州国境監視システム（Eurosur: European Border Surveillance System）あるいは欧州対外国境管理協力機関（Frontex））の活動に忙殺されてきた。必要なのは歓迎文化と保護によって難民がさらに傷つくことを避け、到着国における安全な住居、衣類、トラウマ治療を含む健康管理、調理用具を提供することである。難民には、言語コース、労働許可のような日々の生活の維持と社会統合の機会が提供されなければならない（Dünkel: 4）。

怒涛のように押し寄せる夥しい数の難民に直面する国民の恐怖は、移民が犯罪に関わり、現住民に対して暴力犯罪を行うのではないかということである。確かに、社会統合の機会が与えられないあるいは統合が失敗した場合には、難民の一部が犯罪的な生活様式を営む、あるいは出身国で犯罪者であった難民の一部が犯罪をし続けるであろう可能性がある。いま一つの関心は、イスラム過激派がテロ攻撃をするために難民に紛れ込んでヨーロッパに潜入するというものである。最近の白地パスポートの盗難は、テロリストが暴力的攻撃のためにヨーロッパに侵入しようとしていることを示唆する。しかしながら、パリにおける恐ろしい攻撃は、より現実的な危険はおそらくすでにヨーロッパ諸国の住民となっている人々であること、を証明している（Dünkel: 4）。

しかしながら、ドイツ・ロシア再定住者に関するドイツの経験は、社会統合の初期期間経過後、大部分の移民が社会統合され、犯罪問題は消失した、ということを示している。移民が必要な支援を受けられれば、犯罪問題は生じない。今日における難民の問題は、多様な文化的・宗教的背景を有する異質な若者集団が過剰収容施設に同居し、緊張が高まり、時には暴力が振られる不適切な住居にある（Dünkel: 4）。

犯罪学者は、移民、犯罪、人道的解決の可能性について声を上げ、合理的な言説に貢献すべきである。ハンガリーや他の東欧諸国ばかりでなく、イギ

リスのような他の国々においても、排除政策に異議申し立てをしなければならない (Dünkel: 4)。

## 2.2 難民・移民の危機と犯罪学への挑戦

ギアとスキブリー (Maria João Guia and May-Len Skilbrei) は、以下の 7つの現象として現れるヨーロッパへの移民の恐怖とそれに対する応答について考察する。(1) 移民の許可決定と移民政策の関係、(2) 政策展開についてのメディアの説明と市民社会の影響、(3) 移民プロセスにおける移民ブローカー、機関、密出入国仲介者の役割、(4) 移民の増加と多様化、移民の密出入国、人身取引の関連、(5) 移民の恐怖と移民によるあるいは移民に対する犯罪との関係、(6) 移民と犯罪のレベル・形態との関係、(7) 新しく到着した外国人 (移民あるいは難民申請者) に対する社会の認識、について考察する (Guia and Skilbrei: 4)。

近年のヨーロッパ諸国における著しく多数の難民の到着と移民政策の急激な変化は大いに注目されているが、脅威となる可能性のある移民の管理はヨーロッパでの長期にわたる協議事項であり、その展開は多様化と調和を目指している。EUのダイレクティブ (EUが加盟国に出す法案の指示文書) (Directive 2013/32/UE) によれば、移民間に区別が設けられ、主としてこの区別に基づいて諸々の権利の付与が決定される (Directive 2005/85/CE, 2011/95/UE and 2013/33/UE)。また、この区別は難民認定に関する共通政策 (例、欧州共通難民認定システム (CEAS: Common European Asylum System)) を確立することに貢献している。2015年、ヨーロッパの人々がギリシャへの難民の到着がヨーロッパ中の全市民に影響を及ぼすことを実感し、ヨーロッパ諸国において外部国境の防衛の重要性が高まった。夥しい数の難民の到着は難民申請の処理に対する実践的な挑戦となり、「移民の危機」あるいは「難民の危機」への対処方法の問題は人道的な関心を呼び起こし、現在でも移民の抑制は協議事項のトップに位置している。保護を求めて安全な国に移動できることは難民の地位に関する 1951年の条約 (Refugee Convention of 1951) に定められた権利であるが、ヨーロッパ全体と各国レベルにおいてこの権利の実現は困難となっている。多数のヨーロッパ諸国で例外が定められ、シェンゲン協定参加国内の内部国境が復活し、人間の自由

な移動というヨーロッパ・プロジェクトが一時的に留保されている。外交関係、援助、軍事的防衛は主として各国民国家の責務であり、二国間あるいは多国間の協定に基づくが、過去 20 年間、移動・移民政策は徐々に調和の方向に向かってきた。シェンゲン協定は、一方でヨーロッパ内部の国境を開放し、他方で EU 近隣の非ヨーロッパ人に対する国境管理を強化した（Guia and Skilbrei: 6）。

密出入国はヨーロッパへの難民の到着の増加とそれに対する警戒の主たる要因である。ヨーロッパへの渡航権のない移動を仲介する組織とそれによる利益は現状説明の理由として突出しており、ヨーロッパも北大西洋条約機構（NATO）も地中海の警備と密出入国の発見と阻止に関わっている。ヨーロッパ諸国は到着難民の処理をしているが、ダイレクティブ 2008/115/UE の施行後は、到着した不法移民の移送がヨーロッパの移民管理の主たるメカニズムとなりつつある。今後、2015 年に到着した多数の移民は難民申請の拒絶後に強制送還のできる不法滞在者に転換されるであろう。滞在が認められた者は、周縁化、犯罪、被害化を避けることを目的として、統合政策に従わせられるであろう（Guia and Skilbrei: 6, 9）。

将来の移民がヨーロッパに滞在し成功する機会はほとんどなく、不安、人權侵害、貧困、不平等、戦争がヨーロッパの近隣で現実のものとして継続する。したがって、ヨーロッパは多数の難民・移民が継続して押し寄せることに準備しなければならない。グローバル化はよりよい生活の機会と欲望を生み出し、犯罪ネットワークがそのような機会と欲望を利用する。人身取引が EU の協議事項の優先課題とされてきた。国家による移民の規制能力、移民による諸権利へのアクセス、市民の安全感と「ヨーロッパ・プロジェクト」との調整のような多数の問題をカバーする現状にならって、多数の可能な研究日程が強化され確立されなければならない。犯罪学者は、そのような状況に変化を引き起こすのに最適であり、以下の諸問題はとりわけ犯罪学と関係がある（Guia and Skilbrei: 9-11）。

1) 移民の許可決定と移民政策の関係は、犯罪学ときわめて関係のある主題である。なぜなら、犯罪と刑罰の関係と適合性があり、また、それが周縁化された他者およびそれらの者の行動を統制し罰しようとする対応を含むからである。現在、抑止問題は欧州各国政府の関心の中心であり、犯罪学の確

立された経験と理論は移民の管理を構想し実践することに大いに貢献できるであろう。

2) 犯罪学は緊急性を生み出すメディアの役割とその政策展開との結びつきについての理解に貢献するであろう。メディアによる移民と移民統制に関する表現は、人々とメディアによる犯罪の表現と刑事司法の展開の関係に関する比較事例研究の対象となる。

3) 移民ブローカー、仲介者、密出入国が現状を動かす役割は、犯罪学者が明らかにしつつありかつその研究を多様化すべき領域である。現在、密出入国は組織犯罪の問題としてヨーロッパ中で公の議論の主題となっており、国連の密入国議定書は国連組織犯罪条約 (The United Nations Convention against Transnational Organized Crime) に付帯されている。密出入国 (human smuggling) は国境に対する犯罪であるのに対して、人身取引 (human trafficking) は人間に対する犯罪、搾取行為であり、両者は同じではないことを理解する必要がある。移民に関する研究は、密出入国は人々が迫害を逃れるために移動し国境を超えることを可能にするという意味において人道的に必要である、としばしば指摘する。近年、移民仲介市場が増加したが、これは需要供給市場であるのか否か、搾取のレベル、汚職との関係、密出入国の管理取締りなどの諸問題が研究対象となっている。

4) 移民の増加・多様化と人身取引の射程・表現の関係は、現在の「移民危機」において極めて重要である。多数の国々における難民認定システムにおいて報告されているカオスは、すべてのあるいは特定の移民集団の脆弱性が搾取の対象となる可能性を生み出している。状況に注意を払うことは、例えば人身取引の形態のように、経由地あるいは目的地における移民の搾取のレベルと内容を調査することを含んでいる。これと関連するのは、移民にとっての現実のあるいは想像上の危険性がこの搾取を防ぎ終わらせるために取られる行動の緊急性を創り出して来たことである。移民の搾取に関する恐怖が厳格な移民統制と他者の移民、労働、売春への関与の厳罰化の梃子となってきたかについて、犯罪学者は考察する必要がある。

5) 近年、ますます多くの国々が、例えば、民族や人種を理由として行われる暴力のような行為に対する憎悪犯罪 (hate crime) に関する立法を行ってきた。移民に対する憎悪犯罪が現代のヨーロッパにおいて移民が問題化さ



れる仕方と関係するかどうかについて、犯罪学者は注意を向けるべきである。敵対的な議論環境は移民、ジェンダー、憎悪犯罪と標的犯罪による被害化に関する必要な議論を減じる虞がある。

6) ヨーロッパにおける主要な議論の一つは移民によって行われる犯罪のレベルと形態についてである。移民の増加によって統合が妨げられるのではないかと恐れられている。一方で、もはや法と秩序が作動しないことが危ぶまれる区域の発現を通じて現れる「並列社会」(parallel societies) が創り出されるのではないかとという恐怖がある。他方で、移民によって行われる犯罪は人々に注意を向けさせ、政治的亡命者を歓待する寛容なヨーロッパのあり方に関する議論に影響を及ぼす。例えば、2015年大晦日にケルンで発生した事件、とりわけ、各地の警察が難民認定申請者の一部の者によって行われた犯罪のレベルについて意図的に過少報告してきたかどうかの問題は、とりわけ移民と犯罪の結びつきを強調することとなった。その結果、メディアの批評は犯罪統計の記録方法についての問題を提起した。

7) 移民や難民の統合と差別は、「ヨーロッパ・プロジェクト」の創設原理である社会的連帯と平等にどのような影響を与えるかという点で、犯罪学者と関係がある。新自由主義的再構造化における国際的義務と市民の不安定化の間の葛藤、景気後退は長期にわたってヨーロッパ大陸に付きまとってきた人々の分裂を生み出すであろう (Guia and Skilbrei: 9-11)。

小結として、殺到する難民・移民と当局の対応の遅延を前にして、ヨーロッパ各国の市民は、異質な者の流入による犯罪の増加、治安の悪化に対する恐怖心、不安感を抱くモラルパニックに陥っている。このような状況において、犯罪学は人間の尊厳と人権保障を尊重する姿勢を貫き、冷静かつ理性的な議論を展開する責務を負っている。

### 3 難民・移民の安全問題化と人間の危険／安全

～誰の危険、誰の安全？～

ラザリディスとウォリア (Gabriella Lazaridis and Khursheed Waria) によれば、国家は明確に定められた国境に囲まれた領土的統一体であり、暴力

を独占し既存の権力システムを防衛する独立した法制度と官僚機構を備え、頂点に位置し最大の特権を与えられた者から、普通の人々あるいは謙虚な階級を挟んで、社会階級の底辺に位置するプレカリアートに至るまで、ヒエラルヒー（上下階層）的に組織されている。底辺のプレカリアートは危険な存在として特徴づけられ、大抵は団体交渉権を持たないため服従を強制される若年労働者によって構成される。しかしながら、この権力ヒエラルヒーの最も低い位置は、多数社会に統合される他のあらゆる集団が享受する人権を保障されない非公式移民に留保される。こうして、政治的言説、マジョリティーの芸術と文学、適応と統合のパターンに表現されるように、「先住民」と「新参者」の二分割、「彼ら」と「私たち」という新たな形態のアイデンティティーと区別が現れる。このような二分割や区別、それに基づく実践は、移民や少数民族における危険の増大を導く (Lazaridis and Waria: 2, Standing 2011 (スタンディング 2016)、Avenel et al., Cingolani)。

### 3.1 「移民の脅威」の物語と右翼ポピュリズム

#### ～洪水、侵略者、パラサイト～

ホーガンとホルティナー (Jackie Hogan and Kristin Haltinner) によれば、過去 20 年間に、先進工業国において右翼的な社会運動と政党が著しく増加した (フランス国民戦線、デンマーク人民党、イタリア北部リーグ、オーストラリア単一民族党、イギリス独立党とイギリス国民党、米国におけるティーパーティーとミニットマン運動など)。これらの集団の起源と行動指針は異なるが、いずれも新自由主義のグローバル化が増強する傾向の中に台頭した。そして、いずれも移民によって引き起こされると思われている脅威に焦点を当てる。「移民の脅威」の物語は、イギリス国民党、単一民族党、ティーパーティー愛国者、ミニットマン市民防衛隊のような右翼政党・社会運動によって構築される。このような集団は政治的言説や公共政策を実質的に再構成する潜在的可能性を秘めている (Hogan and Haltinner: 520, Cremer-Schäfer: 27-34)。

もともと「ポピュリスト」と「右翼」のような言葉の間には概念的に著しいずれがある。ポピュリストの運動は多様な要求と行為主体によって特徴づけられるが、白人支配の社会では、労働者ならびに中流階級の白人を動員し、

追憶の過去を理想化し、私有財産と個人責任の重要性を強調し、労働組合と大きな政府を悪魔化する。右翼運動の特徴は、直接に人種・民族に焦点を当て、主要な戦術・目的として暴力を促進することにある。したがって、右翼ポピュリスト政党・運動は、民族国家主義・外国人嫌悪・反移民感情、法違反者に厳しい罰を科す厳罰主義を含む「伝統的な」社会秩序の強調、政府、知的エリート、非生産的で福祉依存の下層階級を含む「たかり屋」と思われている者たちのスケープゴート化、によって特徴づけられる（Hogan and Haltiner: 521）。

また、右翼ポピュリスト集団により知覚される「移民の脅威」は、利益に基礎を置く脅威（経済ならびに安全に対する脅威）とアイデンティティーに基礎を置く脅威（主に、文化、民主主義、「伝統的な」生活様式に対する脅威）の2つの広範なカテゴリーに分類される。①経済的脅威：移民が多面的な経済的脅威として捉えられる。移民は賃金を低下させ、現住市民の生活費と税負担を増加させる。移民は歓迎されない客あるいは家庭の侵略者として構成され、移民の危険性が目前の個人的なものであると示される。②安全に対する脅威：移民は犯罪を増加させるという主張が、証拠に基づくことなく、常識として提示される。市民の安全に対する脅威が、移民が持ち込む健康に対する危機として捉えられることがある。③アイデンティティー・文化に対する脅威：移民がもたらすアイデンティティーに対する脅威に焦点を当てることによって、移民と多文化主義が不可分に結合される。支配的な白人の住民と著しく異なる存在として捉えられる多数の人々の存在が、社会的連帯を崩壊させ、現住市民の文化を破壊する脅威となるとされる。また、移民と多文化主義は危険な社会分化と国家の「バルカン化」を導くとされる（Hogan and Haltiner: 528-532）。

要するに、移民は、現住市民から仕事を奪い、失業を増加させ、賃金を低下させ、生活費を増加させ、税負担を高め、犯罪と暴力を増加させ、健康を脅かし、テロの危険性を高め、伝統的文化を破壊し、社会分裂を促進する、とされる（Hogan and Haltiner: 533）。

さらに、右翼ポピュリスト集団には人種の扱いについてもかなりの共通点がある。人種と人種差別を同時に惹起し否定するという明らかな傾向が見られる。旧式の生物学的人種主義が周期的に呼び出される。西洋のヨーロッパ

人は民主主義、平等、個人的自由に向かうように遺伝的に方向づけられており、非ヨーロッパの移民の家系はこの生来的な特徴を共有していないとされる。しかしながら、しばしば、明確な生物学的人種主義を避け、人種中立的あるいは人種差別のない言語をもって議論する。人種差別のない言説は、人種差別は過去の問題であり、様々な人種集団の間に存在する不均衡（健康、財産、教育、拘禁率など）は個人の選択と失敗あるいは少数集団の文化的欠乏にしかるべきものであるとされる。無人種差別の概念は、正義と個人責任の普遍原理を強調し、抑圧的な社会構造を考慮しない新自由主義経済・社会思想の深化とともに現れた。これは「白人による人種構成」と呼ばれ、有色人種に対する人種差別を継続しながら、「人種を考慮しない」との主張を容認するものである。無人種差別の広範かつ社会的な言説は、明らかに移民を文化的人種のアウトサイダーとして構成しながらも、人種差別をしていないと看做すことを容認するものである。いずれの集団も類似のメタファーとレトリックである右翼ポピュリストの「脚本集」を使用し、敵対的他者（リベラル・エリート、不法移民、非生産的な福祉階級を含む）を悪魔化し、保守的白人支持者の利益を増進させる（Hogan and Haltiner: 533-536）。

### 3.2 難民・移民の激増、国家の安全、人間的危険／安全

ラザリディスとウォリアによれば、国境の内外における新しい監視技術や厳格な警察取締りが国家や社会の安全を実際に強化するかどうかを証明することは困難であるが、これらの要因は、「インサイダー」と「アウトサイダー」（監禁、強制送還および他の排除メカニズムを受け易い）のトポロジーを構築し、監視、警察的取締り、他の手段の適用は移民と市民の安全を損ない、一定の傷つき易い集団の経済的・性的搾取を導く可能性があること証明することができる。最近においては、移民はグローバルな経済危機とそれに関連する社会的・政治的不安定の影響を著しく不均衡に被っているがために、人間的危険（human insecurity）が増大している。研究者と移民支援者はヨーロッパにおける多様な移民カテゴリーの間の危険の発生について多数の研究を行ってきた（正規移民と非正規移民、労働移民、家族・婚姻移民）。それらは、排他的な移民統制の実践から生み出される危険についての研究（入国拒否、収容、強制送還、監視）とヨーロッパ諸国における不十分な統合・

包摂体制と社会的・経済的危機の結果として生み出される危険についての研究である（Lazaridis and Waria: 3）。

とりわけ、極右の言説は、経済的・文化的安全、国家・国内の安全のような人々が共通に関心を抱くテーマを用いて、移民を安全問題として作り上げる。経済的安全に関して、移民は困難な労働市場における「仕事泥棒」、収縮福祉国家における被受給該当者と看做される。経済的危機は、グローバル化による不安定労働市場における主たる失業者であり、高失業率を生み出しているヨーロッパの中級、下級、非熟練労働者の恐怖と脆弱性を増幅するために利用される。文化的危機は、グローバル・国際時代の生活から利益を得られず後に残された人々にアピールするために右翼政党によって利用される。社会の周縁では、グローバル化の新しいテクノロジーばかりでなく、多様な文化と宗教を持つ移民によって、既存の価値、伝統、思考様式、知識が危殆に晒される。このような状況において、移民が西洋文化の独自性を蝕み、主要政党は国家の文化、価値等を守ることが何もできないという感情が極右を支持するように至る（Lazaridis and Waria: 4）。

また、欧州各国政府によって導入され、9・11事件以後広範に受容された国家の安全の考えは、極右の言説と政策における普遍的要素であり、極右政党は、国家の安全の関心に基づいて、移民の停止、難民の拘禁と追放、国籍と市民権を「先住」ヨーロッパ人に限定することを要求する。移民と人種的マイノリティーが様々な犯罪行為（「国産」テロ、麻薬の密輸出入など）と結びつけられる国内の安全のテーマもまたヨーロッパにおける極右政策の共通の特徴である。ヨーロッパにおける極右政党・運動の台頭に関する研究は多数存在するが、極右政策、移民、安全の交差領域に焦点を当てた研究はほとんど存在しない。難民・移民の安全化に対する応答として、極右言説・実践における安全問題が検討されなければならない。2015年12月15日、EUは連合の外周国境を監視する任務を負う新しい警察組織の創設を発表した。しかしながら、安全化のための一歩踏み込んだ危険覚悟の積極策は移民の危機を解決できないであろうと評価されている（Lazaridis and Waria: 4、Bréville: 1, 14-15, Clavel）。

小結として、難民・移民の激増に対して、国家の安全に対する脅威、ヨー

ロッパのアイデンティティーの危機として、右翼ポピュリズムを動員し、難民・移民を安全問題化し、国境の管理、難民・移民の監視を強化している。難民・移民を侵略者、パラサイトとして排除政策を展開しているが、それと同時に、その政策自体によって、難民・移民の人間の危険が生じている。ここでは、誰の危険か、誰の安全か、が探求されなければならない。

#### 4 「犯罪移民」、生体監視、境界処罰による統治

アアス (Katja Franko Aas) はグローバル統治の領域における監視と犯罪統制の性質について説明する。EUを出発点として、監視と統治権の関係について、さらに、グローバルに分断された特殊な政治組織体を形成する際に国境を超える監視と犯罪統制が果たす役割について考察される。国境を超える監視は、国民国家の住民として定義づけられず、市民権を享受する資格のない非欧州の一般の人々を次第に対象にしつつある。事実上のグローバル市民と「犯罪移民」(crimmigrant) 他者の概念を用いて、グローバルに包摂されかつ排除された人々という新しいカテゴリーにより、どのように市民権の見かけ上の普遍性が強調されるのかが詳述され、そして、市民という伝統的なりべらるな用語が権利の批判的な言説を蓄積するための踏切板として不十分であることが明らかにされる (Aas 2011: 331, Melossi 2003b: 381-383, Aas and Gundhus: 13-15, Mohn: 6-8)。

また、アアスは望ましからざる移動の統制に関連する刑事司法の変容について説明する。差異化された二層の刑事司法へのアプローチと非市民に対するより排除的な処罰文化の台頭を描き出す。構成員の地位の欠如が、社会への再統合から国外追放と領域的排除へ、そして「境界的処罰」(bordered penalty) と称される特殊な形態の刑罰へ、刑罰的介入の性質の変容に作用する基本的な要因であることが示される。公的市民権の欠如は非市民に付与される手続的・実体的な司法基準に著しい影響を及ぼす。急速にグローバル化する世界における刑事司法に対する思想的・認識論的・規範的問題提起がなされる (Aas 2014: 520, 土佐 2015a : 62-68 頁、北川 : 73-75 頁)。

##### 4.1 「犯罪移民」、移動監視、生政治

アースによれば、監視が次第に超国家的な特徴を有しつつあるという事実は目新しいニュースではなく、監視網の超国家的特徴はしばしば既知のものとして理解され、超国家化のプロセスおよびそれによって生み出される可能性のある複雑で予測不可能な結果については殆ど注意が払われてこなかった。グローバル統治の領域に関わる監視と犯罪統制の特徴について考察されなければならない。国境と犯罪統制に関わる EU 監視網が急速に発展している（シェンゲン情報システム（Schengen Information System）、ユーロダック・データベース（Eurodac database）、共通ビザ情報システム（Visa Information System））。これらのシステムは、いわゆるヨーロッパの「自由、安全、司法領域」（European 'Area of Freedom, Security and Justice'）の重要な要素であり、EU の国境統制と EU の警察協力に不可欠な機関である。欧州国境監視システム（Eurosur system）や出入システム（Entry/Exit system）のような計画段階にある監視システム、あるいは監視ファンタジーと呼称することができるようなものについても考察がなされなければならない（Aas 2011: 331-332、Bauman *et al.*（バウマン他））。

問題となっているのは、監視と統治権の問題ばかりでなく、監視の実践が市民権とグローバルな法的権利とどのように関係しているか、そのコンテキストの中で犯罪と安全の言説がどのような役割を果たすのか、である。政治組織体への帰属を決定する際に、犯罪と安全が果たす役割は何か、これらは犯罪学理論とどのように関連するであろうか。国境を超える監視網は台頭しつつある超国家的統治システムの重要な要素であり、グローバルな政治組織体の輪郭を形成し、それらは次第に、「犯罪移民統制」（*crimmigration control*）と称される犯罪統制と移民統制の結合によって統制されるようになる。それらはリスク思考と社会的排除の様式の変化を具体化し、基本的に市民権とグローバルな法的権利と関係づけられ、他者性と疑念の特別な概念が刻まれている（Aas 2011: 332）。

しかしながら、境界と監視は完全に閉じられているのではなく、浸透性のある特別な状態として定義される。全ヨーロッパ市民だけが特権を享受することができるのではなく、また他方において、「階級を自覚する常習的旅行者」の世界主義の基準を満たす誠実なグローバル市民の集団にも特権が拡張されていることが明らかになる。市民権の外見上の普遍性を強調することに

よって、誠実な旅行者と「犯罪移民」他者の相違が明らかになる。現在、ヨーロッパは、もはや絶対的に分断された空間に置かれていない「二重の他者性」(double otherness)あるいは内部の他者性 (internal otherness) と外部の他者性 (external otherness) の問題に対処しなければならない (Aas 2011: 343)。

また、監視への服従という観点から見れば、多様な社会集団が不平等な地位に置かれていることが明らかになる (市民、準市民、超市民、非市民)。これらは、極度の剥奪から偉大な社会的特権まで、著しく不平等な地位である。権利の言説を明確に述べる出発点として、伝統的で自由主義的な主体およびその抽象的で普遍的な市民権の概念は不十分である。市民権の言語に基づいて構築された批判的な監視・プライバシー言説は、グローバルレベルで監視の実施に従っている人々の不平等な社会的・地政学的地位の問題と取り組むのに十分な素養を備えているかは明らかではない。多様な監視手段が多様な生政治的な目的により機能し、グローバルな北部市民、犯罪移民他者、誠実なグローバル旅行者に対して著しく異なる影響を及ぼしてきた。これらの実施は、「生活の質的差異価値」と「身体的弱さの地政学的配分」と呼ばれるものに私たちの注意を向けさせる。生体認証技術は「普通の」EU 市民にとって誤用の可能性を伴う不快なプライバシーの侵害として経験されるであろう。それに対して、それらの使用によりユーロダックシステムの登録者は即時追放され激しい精神的・身体的苦痛を被る結果となり得る。そのようにして、著しい不平等が示され、傷つきやすさがグローバルに拡大する (Aas 2011: 343)。

#### 4.2 「境界的処罰」の意味

アアスは「境界的処罰」(bordered penalty) について説明する。正式な身分のない個人に対して刑罰権が行使される時、刑罰権の性質が本質的に変化し、公然と排除的になる。正式な身分の欠如は、刑罰的介入の性質を社会再統合から領土的排除、「境界的処罰」と称される処罰の特殊形態の発展に移行させるのに貢献する基本的な要因であり、非市民に付与される司法上の実体的・手続的基準にも重大な影響を及ぼす。基本的に異なる二つの類型の司法の漸進的展開が見受けられる。一つはとりわけヨーロッパとスカンジナ



ヴィアにおける一般市民向けの通常司法で、一時的な処罰的な猛攻撃にもかかわらず、社会への再統合の考えと結びつくものである。いま一つは通常司法とは異なる司法形態であり、境界的で、グローバル化の影響を強く受け、国家社会体からの排除と結びついている（Aas 2014: 521）。

境界的処罰は、新しい思考枠組みおよび「通常処罰」の既存概念に深く根差した刑罰に関する中心的な前提の再考、を必要とする。換言するならば、通常の社会科学から異常な科学へ、刑罰と刑事司法に関する研究における視点の転換が必要である。伝統的な刑事司法の枠組みでは境界的処罰的な特徴を捉えることができず、伝統的な処罰性の判断基準はスカンジナビア社会の処罰的で排除的な局面を認識するのに極めて不十分であった。刑務所人口の数値は、国外追放手段と移民の留置と結びつけて捉えられなければならない（Aas 2014: 532-533）。

また、ヨーロッパにおいて、非ヨーロッパ市民に対する処罰的な態度はナショナリズム（国家主義）の再登場と結びついてきた。追放とアクセスの否定は、権威の原始的な蓄積に必要なナショナリズムを必要とする国民国家の再活性化に貢献する。国境の統制と国民国家は歴史を通じて相互に強化しあってきたカテゴリーである。グローバル化の環境下で国家のアイデンティティーが脅威にさらされ、「ゾンビ国家」（zombie state）が権威を再主張する必要が生じた時、日々再上演される先住民と犯罪的エイリアン（部外者）の区別が政治的に著しく重要になる（Aas 2014: 533）。したがって、境界的処罰は、国家のアイデンティティーを強化し、外国人と文化的に異なる人々を排斥するためばかりでなく、資源配分を要求する人々を排除し、市民の福祉権を保護するためのものでもある。それは福祉ナショナリズムと呼ばれる現象であり、外部からのアクセスを制限することにより、福祉国家が保持され、内部の人々にとって持続可能となるための場所である。日々のダイナミックな防衛と再蓄積により、実質的な力ならびにイメージの構造として境界が構築される。境界的処罰の実施は、集団的同一化と帰属の明確性に深く根差しており、非構成員に対する処罰的な態度を組成する（Aas 2014: 533-534）。

#### 4.3 市民権の欠如、危険（不安）身分、異常司法

このようにして、寛容な処罰、福祉と処罰の結合に関する犯罪学的前提に

ついて疑問が提示される。境界の処罰により福祉国家の本質的限界、すなわち社会的平等と包摂の基本的枠組みが市民権の領域の内部でだけ排他的に「普遍性」を有することが明らかになり、内部者には寛容で外部者には厳格な処罰文化の二面性が生み出される傾向がある (Aas 2014: 534)。

現代の刑事司法の現実とは極めて異常な状態にあるが、概して通常の認識枠組みをもって捉えられ、市民権の概念を中心に生み出される差異化の実態を包括的に捉えることが妨げられてきた。国民国家に存在論的特権が与えられ、政治的空間や構成員の捉えられ方に関する前提仮説が不問に付され、その結果、「誤った不正義」が生み出されて来た。境界を明確に理論化し、構成員の中心性に注意を向け、正義の問題として捕捉方法の問題を提示しなければならない (Aas 2014: 534)。

刑事司法における非構成員の処遇環境は、社会の一般的な処罰性によってよりも、構成員でないことによって決定され、また、それに関係する正義の概念も国内の政治コミュニティとして組織される人々の仲間としての関係によって決定される。市民権が欠如するがために、公判前に数週間から数か月にわたって身柄拘束され、国内の受刑者は別の建物に収容され、様々な利益にアクセスできるのに対して、非構成員は異なる基準にしたがって処遇され、外国人であることにより処罰されると感じるであろう。差別的な処遇は究極的に境界の無休上演と無所属の回顧として機能する (Aas 2014: 535)。

境界の処罰は民主主義と社会的排除の対立矛盾および自己アイデンティティのための周縁の中心性について問題提起をする。国外追放は公的な刑罰政策として描写されることも、刑事司法の通常理論として論じられることもない。政府の白書や刑法の教科書において、社会の処罰方法とは無関係なものとして扱われる。民主主義的なコミュニティの一部として扱われることはなく、社会の人間的・包摂的自己把握と関わることなく、犯罪的非構成員は排除される。境界は政治的なものの対立矛盾が現れ、政治そのものの対象となる場所である。この対立矛盾がどのような役割を果たすのかは各国の置かれたコンテキストで異なるが、境界の統制の対象は刑罰権の特徴を根本的に作り変えているという証拠がますます増大している (Aas 2014: 536)。

小結として、難民・移民と犯罪は必然的關係がないにもかかわらず、時々

に発生する重大犯罪に関連して難民・移民との関連要因が強調されて「犯罪移民」という概念が創出され、難民・移民が犯罪者あるいは犯罪者予備軍として監視・取締りの対象となる。また、境界が拡張されると同時に浸透性が高まり、境界領域との関りが犯罪とされ、境界的処罰が現れる。市民権を欠如する難民・移民は危険分子として捉えられ、適正手続きが保障されない「異常司法」の中で処遇される。

## 5 危険／安全パラダイムの脱構築と難民・移民・犯罪研究の新展開

アアスとボスワース（Katja Franco Aas and Mary Bosworth）は、世界における国境統制の実践を踏まえ、急激にグローバル化する世界における移民の流れの規制と阻止の努力の性質と効果について考察し、「移動の犯罪学」（criminology of mobility）という犯罪学の新しい分野の境界線について説明する。移動の犯罪学は、移民と国境の統制政策のダイナミクスについてより再帰的な理解が必要であることを示唆する。安全だけに焦点を当てる狭隘なアプローチに留まる移民統制戦略に対して批判的に対応しなければならない。不平等に基づく世界的な移民の動向に対して、富裕な国家は留置と国外追放をもって対処することはできず、また、現在のアプローチが予想外の不公平な結果を生み出している事実を回避することができない。移動の取り扱いにはより想像的なアプローチが必要である（Aas and Bosworth: 1-2, 291-306）。

### 5.1 移動の犯罪学と刑罰の境界

アアスとボスワースによれば、刑法と移民法の伝統的な区別が浸食されつつある。以前は国民国家と結びついていた警察や刑務所のような機関が、今日ではその境界を越えて著しく拡張している。より多くの外国人が刑務所に収容され、国家が国外追放と並行して付加的な形態の不法入国者一時勾留所への拘禁を精力的に追い求めるに伴い、刑事罰と行政罰のそれぞれ異なる正当化根拠が不明確になる。「刑罰の境界」（borders of punishment）という言葉は、一方において、文字通りの国境の統制の活動、他方において、拡張的な意味における刑罰を表している。そこでは、境界が曖昧になり、多様な

形態の移民統制、福祉の剥奪、社会的排除と合体する (Aas and Bosworth: vii)。

そのような展開は、新たな方法で、刑事司法と犯罪学の基本的で恒久的な問題と呼び起こす。刑罰とは何か。犯罪とは何か。犯罪化、警察的嫌疑、コミュニティからの排除、自由剥奪、それぞれの規範的・法的根拠は何であるべきか。外国人市民との関係でポピュラーな処罰主義はどのように転換するか。市民を対象として発展した質的・量的技術が外国人にも応用できるのか。それぞれの領域の特徴と市民の脆弱性に注意を払いながら、刑事司法と移民統制の間の類似性をどのように捉えることができるであろうか。刑事司法の理解は外国市民の勾留と国外追放のような実務を説明するために必要であるばかりでなく、移動とその統制は刑事司法システムの分析の中心となる。「移動の犯罪学」は、犯罪学と刑事司法の下位分野であり、市民権、人種、民族性、移民統制などの問題を取り扱う (Aas and Bosworth: viii)。

しかしながら、現代の人、物、資本のグローバルな移動の規模は、社会の概要を根本的に変える新しい局面を導入しつつある。グローバル化によって生み出されたこれらの発展は、市民権の問題を多数の政治的・政策的論争の前面に持ち出した。国家がそのような問題について思案する時、刑罰と刑事司法システムが次第に構成員の出入り口を保護するための重要な仕組みとなる。したがって、移動の犯罪学は、著しく分断されたグローバル秩序における構成員の論争的で脆弱な特徴、およびその物理的かつ象徴的な境界の管理取締りの実践に関する研究を行うものである (Aas and Bosworth: viii)。

また、移動の犯罪学は、新しく実質的な研究課題・場所を導入し、古い経験的・理論的考察を新しいものに変える。学問の焦点を、一方で、文字通りの国境統制の活動に、他方で、その拡張的意味における刑罰に移動させる。したがって、移動の犯罪学は、そのような移動に関する問題ばかりでなく、グローバル化され、徐々に多様化している社会における構成員と社会的排除をめぐる現代的な論争の中心にある諸現象を問題として取り扱う (Aas and Bosworth: x-xi)。

このようにして、人々およびこれまで見過ごされてきた制度的配置と地理的位置の新しいカテゴリーをジャスティスの言説に包摂し境界を犯罪学的・刑罰学的関心の中心に引き寄せることは、ジャスティスの想像を拡張するこ

ととなる。移動統制のいくつかの局面は個々の国家の領域の外部で生じ、あるいは、非国家的な機関によって行われる。これらの国境を超える活動は、国家の規範的枠組みの「脱境界化」および新しい倫理的・法的規制メカニズムの形成を必要とする。犯罪学の分析的で想像的な空間の拡張と脱境界化は、学問の境界の超越と規範的・法的空間の拡張と本質的に結びついている。政府が排除の権力を展開し適用すればするほど、新しい学問による境界の超越と空間の拡張はますますその重要性を増して来る（Aas and Bosworth: xi、宮島、錦田）。

## 5.2 脱境界と難民・移民・犯罪研究

ラザリディスとウォリアは、移民の安全問題化と人間の危険／安全に関して、研究と政策における3つの問題点を指摘する。第一に、安全問題化と人間の危険／安全はいずれも、移民に関連する概念として、学際的に論じられることは殆ど無い。現時点では、一方で、安全問題化は政治と国際問題に関する研究領域内において広範に論じられ、他方で、人間の危険／安全は他の社会科学分野、とりわけ社会学で取り上げられてきた。安全技術科学に関する高度な専門的知識は人間学の研究主題となり、また、国境警備の厳格化がヨーロッパや他の地域において人間学的あるいは心理学的に何を示唆するのか、に関するより有用な研究も提案されている。しかしながら、概して、移民、移動、危険／安全、排除を横断する研究をする人類学者はほとんど存在しない。移民、移動と包摂のプロセスと実践、境界化と排除、空間的戦略に関する地理学的研究が必要である（Lazaridis and Waria: 12-13）。

第二に、現住ならびに移民（少数）コミュニティー双方が抱く恐怖からの解放をヨーロッパ諸国が確実にすることができる方法を提案するために、移民の安全問題化と人間の危険／安全を結合する学術的で政策的な研究が必要である。ローカルレベルにおける移民の安全問題化の影響に関する経験的研究は、ヨーロッパの移民と人種のマイノリティーの人間の危険／安全に対する脅威の問題を提起するために、いかなる政策的主導と統治手段が最適であるかを明らかにするのに有用であることが明らかになる。そのような研究を遂行するに際して、リスク、安全問題化、人間の危険／安全が問題となる場所を固定化しないことが重要である。これまで研究者、政策立案者は、リス

クや国家の安全の強化は西欧諸国の重要な問題であり、人間の危険／安全は南部の開発途上国の問題である、と仮定する傾向があった。そのような思考方法は、南部問題の「矮小化」を生み、人間の危険／安全問題が北部諸国に現れており、取り組まなければならない問題であるという事実を不明瞭にする (Lazaridis and Waria: 13)。

第三に、集団的抵抗、教育に関する批判的研究が必要である。移民を安全問題として構成し、社会の最も弱い立場にある集団を危険な他者と認識させることに対して、市民社会の組織やコミュニティの抵抗の言説や活動に関する研究が必要である。人間的で包摂的な反差別アプローチを推進する最善の活動に関する分析が歓迎される。ある種の人々に対する人種的偏見を生み出す極右的・反移民言説と政策の危険性に対する人々の感覚を研ぎ澄ますような教育の役割についての検討がなされなければならない (Lazaridis and Waria: 13、森 2016)。

小結として、難民・移民は、人間の尊厳、人権保障が尊重されず、その人間性が危殆に瀕している。このような状況から脱却するには、排他的な難民・移民政策の基礎にある「危険／安全パラダイム」を批判的に検討するとともに、多様な存在を分断する堅固な境界を破壊し、人種的、文化的、宗教的等々で異質な人々がそれぞれの相違を尊重しながら共生できる社会を築くような新たな難民・移民・犯罪研究がなされなければならない。

## 6 まとめ

欧米でイスラム教徒全体を脅威と見る動きが広まっており、そのような排外主義の強まりは欧米が「要塞化」して部外者を締め出すことになり、EU が完全に変質することとなる。自由と解放の御旗を振り続けた 20 世紀フランスの潮流、「自由、平等、博愛」の共和国精神が危機に陥っている。同時テロ事件後の世論調査において、「安全を保証するために今以上の監視と一定の自由の制限を受け入れる」との回答が 84% に達し、2015 年 12 月の地方選挙で反移民・治安強化を標榜する極右政党・国民戦線が躍進した。欧州のどの国も、多様性と民主主義的な統合の共通価値を固守することとの間の理

想的なバランスを見出すことができず、多様性と統合のジレンマに陥っているとされる（Der Spiegel Nr.10/5.3.2016: 14-21、Todo 2015（トッド 2016）、三井、読売新聞 2015 年 12 月 28 日朝刊 14 頁「論壇誌 12 月」、同 渡邊啓貴「海外メディア」、日本経済新聞 2015 年 12 月 11 日朝刊 31 頁、INYT 6.1.2016: 6、Der Spiegel Nr.53/24.12.2015: 28-31）。

移民のための合法的な接近方法を拡大することが人々の流れを統制し、密入国者を犯罪組織の餌食となることと死亡から救出する最善の方法である。難民の危機に対して注目すべきリーダーシップを発揮してきたドイツのメルケル首相は、「今日の偉大な任務としての、極めて多数の人々の殺到と統合によって突き付けられた問題を適切に処理することは明日に向かっての好機である」と新年の演説で語ったが、これはすべてのヨーロッパ人が心に留めるべき言葉であるとされる。経済や治安の不調を移民に帰し、多数の人々が仮想敵に拳を振り上げるが、仮想の敵は攻撃する側が創り出した虚像にすぎない。存在論的セキュリティを果てしなく過剰に追い求めると、物理的セキュリティが昂進するとされる。国の権力よりも人権、軍事力よりも相互信頼が尊重され、国という枠組みを超えていく「ポストモダン」（脱近代）の世界を標榜するのが EU であるが、パリの同時テロは EU を拡大しながらポスト近代の範囲を広げていく動きに待ったをかけた形となり、これに対して近代的な対応をするか、ポスト近代的な対応をするかが問われているが、近代の逆走を避けることができなければ、世界は無秩序の淵に追いやられることになってしまう（Rimbert: 17、Sizaire 2016a、増田、Foucault 1997（フーコー 2007）、INYT、9-10.1.2016: 8、朝日新聞 2016 年 1 月 1 日朝刊 15 頁社説、日本経済新聞 2015 年 12 月 7 日朝刊 4 頁、土佐 2015a : 198-202 頁、土佐 2015b : 62-68 頁、渡邊 : 66-68 頁）。

メロッシ（Dario Melossi）によれば、EU は、ヨーロッパの多様な国民国家から独立し、各国の歴史的文化的現実とは異なる政治的統一体であり、多様な国家政策を均質化し調和させるために重要な役割を果たしてきた。共通の移民政策は、経済的、政治的、社会的結合体としての EU を構築するための必要条件である。ドイツでは、すでに 1998 年に、時の社会民主党・緑の党の連立政府が声高に「ドイツは移民国家である」（Deutschland ist ein Einwanderungsland!）と宣言した。今日、私たちは、「EU は移民の国家で

ある」と声高に宣言し、事実上すでにそうであるように、本当の移民国家となり、現実に移民の地域の役割を果たすことができるように、規範ばかりでなく機関と道具を備えなければならない。EU とその文化的言語的調和の創出、社会変革と革新のヘゲモニーによって特徴づけられる文化領域の確立、独立したヨーロッパの移民政策、これら 3 つの局面を分離することはできない。移民の法的地位の認定を容易にすることは、移民を犯罪化のプロセスから解除するために必要な前提である。移民が犯罪組織に参加する機会、そして移民に対する公的な社会統制の圧力も減じるであろう。将来的に EU が経済的に回復するならば、より合理的で、よく計画が練られ、より受容的な移民政策が最優先となるであろう (Melossi 2015: 89-90, Hampshire, *et al.*)。

難民、移民と犯罪の問題は、グローバルな経済的・社会的・歴史的構造およびそれらのダイナミックな動向・変遷と複雑に絡み合っており、それらの認識・分析および問題解決は容易ではない。これまでのように、難民・移民を「外部の敵」とし、国民国家内の市民を「内部の味方」として、前者を排除し後者を包摂するという伝統的な方法によっては最早対処することができなくなっている。すでに難民・移民として国内あるいは領域内に入り、居住している者たち、および、国民国家あるいは EU の市民でありながら、罪を犯す危険性を有する者も監視し統制しなければならなくなっており、いわゆる境界が拡散して曖昧になり、監視や統制が必要とされる領域が著しく拡大している。EU 内部に居住する難民・移民が著しく増加し、それらの中で犯罪と関係するであろう個人や集団を特定することは極めて困難であり、またそれらの者を予防的に拘禁することは人権上問題がある。不信の空気が生まれ、社会関係が悪化し、新たな緊張が生まれる。個々の市民がなすべきことは、恐怖について熟考し、「自由を犠牲にして安全を確保することはできない」ことを理解することである。バウマン (Zygmunt Bauman) は、「移民パニック (migration panic) に基づく分離、橋ではなく壁を築くこと、は誤っており、短期的には成功に見えても長期的には失敗に終わる。私たちは人間性の危機に直面しており、そこから脱出するには、種としての相互依存の高まりを認識し、連帯と協力の下で共生する方法を探さなければならない」と指摘する (Rimbert: 17, Bauman)。

最後に、「安全を得ることなくして自由を失う」ことは決してあってはな



らない。境界の統制と犯罪の統制が協働し、管理統制する境界の領域が拡大し曖昧になり、難民・移民の統制が国民国家の市民の統制と重なり、安全と自由、包摂と排除、内部と外部などが単純な対概念ではなく、安全的自由と自由的な安全、包摂的排除と排除的包摂、内部的な外部と外部的な内部のように、また、それぞれの対概念が複雑に絡み合い関係し合うような状況において、監視と統制が拡散し普遍化・恒常化している。このような状況においては、国民国家を基盤とする人権概念ではなく、グローバルでダイナミックな複雑構造の中で難民や移民にも保障される「広範かつ普遍的な人権」を確立し、実践することが喫緊の課題となっている。

#### 【脚注】

- 1) 著者は、ヨーロッパおよびその周辺地域における犯罪とその対策に関する比較研究を目的として、2016年1月に「ヨーロッパ犯罪学研究会」を発足させた。本稿は、現在、ヨーロッパにおける最大の問題であるといっても過言ではない「難民・移民・犯罪問題」について、最近の動向と研究を批判的に分析・検討し、難民・移民の人権保障のあり方について新たな提案を行うものであり、研究会の発足を記念して著された。本文にもあるように、ヨーロッパ犯罪学は「人間の尊厳と人権を尊重する」点に特徴があり、それを主軸として今後研究を深めていくことを標榜している。
- 2) 文献の収集に関して、ハンス＝ユルゲン・ケルナー（Hans-Jürgen Kerner）テュービンゲン大学法学部名誉教授から多大な助力を得た。記して感謝の意を表したい。

#### 【参考文献】

- Aas, K.F. (2011), “ ‘Crimmigrant’ bodies and bona fide travelers: Surveillance, citizenship and global governance,” *Theoretical Criminology* 15 (3): 331–346.
- Aas, K.F. (2013), *Globalization and Crime*, 2<sup>nd</sup> edition, Los Angeles, London, New Delhi, Singapore, Washington DC: Sage.

- Aas, K.F. (2014), "Bordered penalty: Precarious membership and abnormal justice," *Punishment and Society* 16 (5): 520-541.
- Aas, F.K., and M. Bosworth (eds.) (2013), *The Borders of Punishment: Migration, Citizenship, and Social Exclusion*, Oxford: Oxford University Press.
- Aas, K.F., and H.O.L. Gundhus (2015), "Policing Humanitarian Borderlands: FRONTEX, Human Rights and the Precariousness of Life," *British Journal of Criminology* 55: 1-18.
- Avenel, C., et F. Thibault (real.) (2006), « Précarité et insécurité sociale » *Problèmes politiques et sociaux* 921.
- Bauman, Z. (2016), *Strangers at Our Door*, Cambridge: Polity Press.
- Bauman, Z., and D. Lyon (2012), *Liquid Surveillance: A Conversation*, Cambridge: Polity Press. (伊藤茂訳『私たちが、すすんで監視し、監視されるこの世界について：リキッド・サーベイランスをめぐる 7 章』青土社、2013 年)
- Bréville, B. (2016) « Haro sur Schengen : Le droit d'asile remis en question » *Le Monde diplomatique* 742: 1, 14-15
- Cingolani, P. (2005), *La Précarité*, Deuxième édition, Que sais-je ? Paris : Presses Universitaires de France.
- Clavel, G. (2014), *La gouvernance de l'insécurité: La pénalisation du social dans une société*, Paris: L'Harmattan.
- Cremer-Schäfer, H. (2015), „Die Politik mit „Verbrechen und Strafe“ als Voraussetzung und Folge von „strukturellem Populismus“,“ *Kriminologisches Journal* 45 (1): 22-36.
- Dünel, F. (2015), "The Refugee Problem and What Criminologists Should Say To It," *Criminology in Europe* 14: 3-4.
- Eisnecker, V. P., und J. Schupp (2016), „Flüchtlingszuwanderung: Mehrheit der Deutschen befürchtet negative Auswirkungen auf Wirtschaft und Gesellschaft,“ *DIW Wochenbericht* 8: 158-164.
- Foucault, M. (1997), « *Il faut défendre la société:* » *Cours au Collège de France (1975-1976)*, Paris: Seuil/Gallimard (石田英敬・小野正嗣訳『ミシェル・フーコー講義集成〈6〉社会は防衛しなければならない(コレージュ・

- ド・フランス講義 1975-76)』筑摩書房、2007年)
- Guia, M.J., and M.-L. Skilbrei (2016), "How the Current 'Migration Crisis' Challenges European Criminologists," *Criminology in Europe* 15: 4-6, 9-11.
- Hampshire, J., S. Lavenex, A. Geddes, A. Tayler, M. Collyer, G. Menz, E. Thielemann, and M. Hobolth (2016), Special Issue: European migration governance since the Lisbon treaty, *Journal of Ethnic and Migration Studies* 42 (4): 537-664.
- Hogan, J., and K. Haltiner (2015), "Flood, Invaders, and Parasites: Immigration Threat Narratives and Right-Wing Populism in the USA, UK and Australia," *Journal of Intercultural Studies* 36 (5): 520-543.
- Lazaridis, G., and K. Wadia (2015), *The Securitization of Migration in the EU: Debates since 9/11*, Hampshire: Palgrave Macmillan.
- Melossi, D. (ed.) (2003a), "Symposium Issue on Migration, Punishment and Social Control in Europe," *Punishment and Society* 5 (4): 371-462.
- Melossi, D. (2003b), "'In a peaceful life': Migration and the crime of modernity in Europe/Italy," *Punishment and Society* 5 (4): 371-397.
- Melossi, D. (2015), *crime, punishment and migration*, Los Angeles, London, New Delhi. Singapore, Washington DC: Sage.
- Mohn, S.B. (2015), " 'Don't be Poor': From banishment to the modern policing of immigrants," *European Group for the Study of Deviance and Social Control: Newsletter* 10: 3-8.
- Noiriel, G. (1988 et 2006), *Le creuset français: Histoire de l'immigration XIXe-XXe siècle*, Paris : Seuil. (大中一彌・川崎重紀子・太田悠介訳『フランスという坩堝：一九世紀から二〇世紀の移民史』法政大学出版局、2015年)
- Rimbert, P. (2015), « Perdre en liberté sans gagner en sécurité » *Le Monde diplomatique* 741: 16-17.
- Schnapper, D. (2014), « Les conséquences de l'immigration sur la société française » *Cahiers français* 383 : 35-40.
- Sizaire, V. (2016a), *Sortir de l'imposture sécuritaire*, Paris: La Dispute/Snédit.
- Sizaire, V. (2016b), « Quand parler de «terrorisme»? » *Le Monde diplomatique* 749: 8-9.

- Standing, G. (2011), *The Precariat : The New Dangerous Class*, London : Bloomsbury Publishing. (岡野内正監訳『プレカリアート～不平等社会が生み出す危険な階級』法律文化社、2016 年)
- Todo, E. (2015), *Qui est Charlie ? Sociologie d'une crise religieuse*, Paris : Éditions du Seuil, 2015 (堀茂樹訳『シャルリとは誰か？人種差別と没落する西欧』文芸春秋、2016 年)。
- Wyvekens, A. (2013), « La justice face aux différences culturelles » *Cahiers français* 377: 72-77.
- 錦田愛子編 (2016) 『移民／難民のシティズンシップ』(有信堂、2016 年)。
- 太田光海 (2015) 「永劫回帰する「郊外」、あるいは人種を巡るフランスの認識論的危機について」『シャルリ・エブド襲撃／イスラム国人質事件の衝撃』(現代思想三月臨時増刊号 43 巻 5 号) (青土社、2015 年) 133-139 頁。
- 北川眞也 (2015) 「ポストコロニアル・ヨーロッパに市民はひとりもない」『パリ襲撃事件：新しい〈戦争〉の行方』(現代思想 2015 年 3 月臨時増刊号 43 巻 20 号) (青土社、2015 年) 70-80 頁。
- 小泉康一 (2015) 『グローバル時代の難民』(ナカニシヤ出版、2015 年)。
- 土佐弘之 (2015a) 「ポスト世俗主義時代における原理主義的アイデンティティ・ポリティックス」『シャルリ・エブド襲撃／イスラム国人質事件の衝撃』(現代思想 2015 年 3 月臨時増刊号 43 巻 5 号) (青土社、2015 年) 194-203 頁。
- 土佐弘之 (2015b) 「動物化を昂進するグローバル内戦：そのメタ・ポリティックス」『パリ襲撃事件：新しい〈戦争〉の行方』(現代思想 2016 年 1 月臨時増刊号 43 巻 20 号) (青土社、2015 年) 60-69 頁。
- 増田ユリヤ (2016) 『揺れる移民大国フランス：難民政策と欧州の未来』(ポプラ社、2016 年)。
- 三井美奈 (2015) 『イスラム化するヨーロッパ』(新潮社、2015 年)。
- 宮島喬 (2016) 『現代ヨーロッパと移民問題の原点～1970、1980 年代、開かれたシティズンシップの生成と試練』(明石書店、2016 年)。
- 森千香子 (2015) 「フランス郊外と都市政策の変容：貧困の撲滅から貧困の管理へ」『シャルリ・エブド襲撃／イスラム国人質事件の衝撃』(現代思想三月臨時増刊号 43 巻 5 号) (青土社、2015 年) 126-132 頁。

森千香子（2016）『排除と抵抗の郊外：フランス〈移民〉集住地域の形成と変容』（東京大学出版会、2016年）。

山口昌子（2015）「『自由・平等・博愛』の陰に何が？」ふらんす特別編集『パリ同時テロ事件を考える』（白水社、2015年）16-18頁。

渡邊啓貴（2015）「揺れる理念大国フランスのジレンマ」ふらんす特別編集『パリ同時テロ事件を考える』（白水社、2015年）66-68頁。

（たけむら・のりよし 桐蔭横浜大学法学部教授）